

○上山市高齢者等運転免許自主返納支援事業実施要綱

平成29年3月28日告示第50号

改正 平成30年10月1日告示第157号

改正 令和4年5月9日告示第158号

改正 令和5年3月17日告示48号

上山市高齢者等運転免許証自主返納支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、運転に不安を感じている高齢者等のドライバーに対して自主的に運転免許証を返納しやすい環境づくりを行い、交通事故を防止するため、運転免許証を自主返納した者に利用券等の無料交付等の支援を行う事業（上山市高齢者等運転免許証自主返納支援事業。以下「支援事業」という。）の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証であつて、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により、受けた免許の全ての取消しを申請し、同条第2項の規定により、当該申請を受けた公安委員会が免許を取り消した場合をいう。
- (3) 交通ポイント ICカード発行者が定める、乗車により付与される電子的なポイント
- (4) 運転経歴証明書 道路交通法第104条の4第6項に規定する証明書をいう
- (5) 取消通知書 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の9第4項に規定する通知書をいう。

(対象者)

第3条 支援事業の対象者は、自主返納した者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自主返納時において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 自主返納してから1年を経過していない者

(支援の内容)

第4条 市長は、前条に規定する対象者に対して、次の各号に掲げる支援のいずれかを行うものとする。ただし、いずれの支援も対象者1人につき1度限りとする。

- (1) 本市が運営する市営予約制乗合タクシー利用券2万円分の交付
- (2) 別表第1に掲げるタクシー事業者のタクシー利用券2万円分の交付

(3) 別表第2に掲げるICカード発行者の交通ポイント2万円分の付与
(申請)

第5条 前条に規定する支援を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、上山市高齢者等運転免許自主返納支援事業申請書(様式第1号)に、運転経歴証明書の写し又は取消通知書の写しを添えて市長に申請するものとする。

2 申請者は、利用券等の受領の権限を代理人に委任することができる。

3 申請者は、前項の規定により利用券等の受領の権限を代理人に委任するときは、委任状(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(利用券等の交付)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、第4条に規定する支援を行うものとする。

2 市長は、利用券等交付簿(様式第3号)に必要事項を記入し、管理するものとする。

(利用券等の使用)

第7条 第4条に規定する利用券等を他人に譲渡し、若しくは他人に売買し、又は不正に使用してはならない。

2 第4条第2号に規定するタクシー利用券は、この支援事業以外の利用券等と併せて使用することはできない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

この要綱は、令和4年5月16日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

タクシー事業者
株式会社上山タクシー
観光タクシー株式会社
山交ハイヤー株式会社

別表第2

山交バス株式会社

年 月 日

上山市長 氏 名 様

上山市高齢者等運転免許自主返納支援事業申請書

次のとおり山形県公安委員会に運転免許証の全部を返納しましたので、上山市高齢者等運転免許自主返納支援事業実施要綱第 5 条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、上山市高齢者等運転免許自主返納支援事業実施要綱第 3 条の規定に該当する旨の調査のため住民基本台帳を確認されることに同意します。

1 申請者

申請者	住 所	上山市		
	氏 名		性別	男 ・ 女
	生年月日	明治 大正 昭和	年 月 日生	年齢
	電話番号			
	添付書類	運転経歴証明書の写し又は申請による運転免許の取消通知書の写し		

2 支援の内容（申請するものにチェック☑してください。）

- ☐ 市営予約制乗合タクシー利用券 2 万円分
- ☐ タクシー事業者のタクシー利用券 2 万円分
- ※タクシー会社名

☐ 山交ハイヤー ☐ 観光タクシー ☐ 上山タクシー
- ☐ 山交バス株式会社 I C カード 交通ポイント 2 万円分

備考 住民基本台帳の確認を承諾しない場合又は本市が保有する情報で確認できない場合は、住民票を添付してください。

年 月 日

住所

氏名

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、利用券等の受領に関する一切の権限を委任します。

記

代理人	住 所			
	氏 名		申請者との関係	

※ 代理人が利用券等を受領する場合は、代理人の方の本人確認できるもの（保険証、運転免許証など）をお持ちください。

様式第3号（第6条第2項関係）

利用券等交付簿

[illegible]